②　すべての評価項目に対する提案の有無の審査

入札説明書〔別紙〕総合評価基準「Ⅰ．第一次審査基準　ⅱ．評価項目」の①～⑩の全てに対する企画提案が示されているか否かを判定する。一つでも欠ける場合は不合格とする。

⑵　第二次審査

入札説明書〔別紙〕総合評価基準「Ⅱ．第二次審査基準」に示す評価基準および配点により企画提案の採点を行う。評価にあたっては、企画内容のプレゼンテーション（１件あたり30分程度）および質疑応答を、以下の要領で実施する。詳細は対象者に対し、別途通知する。

実施日

平成26年７月９日（水）～平成26年７月11日（金）

実施場所

上記１⑴①②③　東京都渋谷区神南２―２―１　ＮＨＫ放送センター

上記１⑴④　大阪府大阪市中央区大手前４―１―20　日本放送協会　大阪放送局

上記１⑴⑤　愛知県名古屋市東区東桜１―13―３　日本放送協会　名古屋放送局

上記１⑴⑥　広島県広島市中区大手町２―11―10　日本放送協会　広島放送局

上記１⑴⑦⑧　福岡県福岡市中央区六本松１―１―10　日本放送協会　福岡放送局

評価の結果、各評価項目の得点の合計点（最高1,000点）が500点未満の入札参加者は第二次審査を不合格とし、500点以上の入札参加者が第二次審査に合格とする。

⑶　審査結果の通知

審査結果は、平成26年７月25日（金）17時までに電子メールにより通知する。なお、審査結果が不合格の場合は、電子メールによる通知のほかに、文書も発送（簡易書留）する。また、不合格の場合でも、入札書を含めた提出書類の返却は行わない。

７　開札

上記６⑴第一次審査と⑵第二次審査に合格した入札参加者を対象に開札を行い、総合評価点を算出する。開札には、上記６⑴第一次審査と⑵第二次審査に合格した入札参加者のみ立ち会うことができる。

⑴　日時

上記１⑴①④⑤⑥⑦　平成26年７月30日（水）10時00分

上記１⑴②⑧　平成26年７月30日（水）10時45分

上記１⑴③　平成26年７月30日（水）11時30分

⑵　場所

上記１⑴①②③　東京都渋谷区神南２―２―１　ＮＨＫ放送センター　本館４階0440会議室

上記１⑴④　大阪府大阪市中央区大手前４―１―20　日本放送協会　大阪放送局　15階第８会議室

上記１⑴⑤　愛知県名古屋市東区東桜１―13―３　日本放送協会　名古屋放送局　９階901会議室

上記１⑴⑥　広島県広島市中区大手町２―11―10　日本放送協会　広島放送局　９階第１会議室

上記１⑴⑦⑧　福岡県福岡市中央区六本松１―１―10　日本放送協会　福岡放送局　６階ＢＣ会議室

⑶　立会い等

第一次審査と第二次審査に合格した入札参加者またはその代理人は、開札に立ち会うものとする。入札参加者またはその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のないＮＨＫの職員が立ち会い開札する。

なお、入札参加者またはその代理人が立ち会わない場合は、下記⑸①「再度の入札」には参加することができない。

⑷　総合評価点の算出

入札参加者またはその代理人の入札が、ＮＨＫにおいてあらかじめ設定する予定価格の制限の範囲内である場合に総合評価点を算出する。総合評価点は、企画提案書の審査により得られた各評価項目の得点の合計点（最高1,000点）と、入札価格を予定価格で除した値を１から減じて得た値に入札価格に対する得点（1,000点）を乗じて得た得点を足して得た数値とする。

なお、予定価格の制限の範囲内でない入札については不合格として総合評価点を算出しない。

⑸　再度入札等

①　再度の入札

入札参加者またはその代理人の入札のうち予定価格の制限の範囲内である入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

②　再度の公告

上記①によっても予定価格の制限の範囲内である入札がない場合には、必要に応じ、入札条件の見直しを行った上で再度の公告と入札を行うものとする。

⑹　「総合評価点」が同一となる入札参加者が複数存在する場合

「総合評価点」が同一となる者がいる場合は、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、「総合評価点」の順位を決定する。なお、入札参加者またはその代理人が直接くじを引くことができない場合は、入札執行事務に関係のないＮＨＫの職員がこれに代わってくじを引くものとする。

８　落札者の決定方法

⑴　上記１⑴①②③の３地区、⑦⑧の２地区の決定方法

①　各地区における総合評価点の順位の最も高い者を「落札候補者」とする。

②　上記１⑴①②③の３地区、および⑦⑧の２地区に関しては、落札者となる地区数の上限は、それぞれ別途指定の用紙で提出した「同時受託可能地区数」とする。

③　「落札候補者」となった地区数が「同時受託可能地区数」を超えない場合は、落札者として決定する。「落札候補者」となった地区数が「同時受託可能地区数」を超える場合は、「同時受託可能地区数」を上限として、別途指定の用紙で提出した「受託希望順位」の高い地区より順に落札者として決定する。

④　上記８⑴③により、落札者が決定しなかった地区については、落札者として決定した地区数が「同時受託可能地区数」に達していない者のうち、「総合評価点」の順位が最も高い者を「落札候補者」とする。落札者は、上記８⑴③の考え方により決定する。

⑤　上記８⑴③、④の考え方により各地区の落札者を決定するものとするが、次のイあるいはロに掲げる場合に該当すると認められる場合には、落札者として決定した地区数が「同時受託可能地区数」に達していない者のうち、「総合評価点」の順位が最も高い者を「落札候補者」とする。なお、「落札候補者」がなくなった場合は入札不調とする。

イ．当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合

(i)　本入札は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を設定している。

(ii)　上記(i)の基準を下回った入札があった場合には、落札者の決定を「保留」し、調査のうえ、必要に応じ評価委員会への諮問を経て、その結果を後日通知する。

(iii)　上記(i)の基準を下回った入札参加者は、事後の事情聴取等に協力すること。

ロ．その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって、著しく不適当と認められる場合

⑵　上記１⑴④⑤⑥の決定方法

各地区における「総合評価点」の順位の最も高い者を落札者として決定する。

ただし、「総合評価点」の順位の最も高い者が、次に掲げる場合に該当すると認められる場合には、他の者のうち、総合評価点の順位が次に高い者を落札者とする。

①　当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合

イ．本入札は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を設定している。

ロ．上記イの基準を下回った入札があった場合には、落札者の決定を「保留」して終了し、調査のうえ、必要に応じ評価委員会への諮問を経て、その結果を後日通知する。

ハ．上記イの基準を下回った入札者は、事後の事情聴取等に協力すること。

②　その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって、著しく不適当と認められる場合